

適用期限の延長など、小幅な改正要望にとどまる

令和7年度における 各省庁の税制改正要望は？

各省庁等の令和7年度税制改正要望が出揃った。令和6年度における賃上げ促進税制の拡充などの大きな見直し項目は少なく、例年以上に小幅な改正要望にとどまった印象だ。また、事業承継税制の役員要件の見直しや、私的年金制度改革など、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」などに盛り込まれた税制措置も各省庁等から改めて要望が行われている。本特集では、各省庁等の主な税制改正要望を紹介する。

▶ 産業用地整備促進税制の創設を求める

経済産業省の令和6年度税制改正要望では、実現した戦略分野国内生産促進税制やイノベーション拠点税制の創設、賃上げ促進税制の拡充など、大型の税制措置が相次いだ。令和7年度税制改正要望では一転して既存の租税特別措置の拡充や延長が主となり、税制措置の創設は産業用地整備促進税制の1つにとどまっている。すでにお伝えしているが、同税制は、自治体が民間事業者を活用して産業用地を整備する事業において、地権者が土地等を譲渡した際、地権者の譲渡所得への所得控除を行うというもの（本誌1035号参照）。地権者交渉の円滑化や産業用地の迅速な供給により、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しするとしている。

国内投資関係では、令和7年3月31日で期限切れとなる中小企業経営強化税制の2年間延長と拡充を求めている。特に売上高が100億円を超える中小企業への上乗せ措置を

求めている。また、地域未来投資促進税制についても2年間の適用期限延長を求めたほか、地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設けるほか、地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能にするよう求めている。

再投資期間を「同一年内」から「複数年」に

エンジェル税制については、令和5年度税制改正において、スタートアップへの再投資に係る非課税措置が創設されている。保有株式を売却し、自己資金による起業やプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行う際、再投資した分の譲渡益には課税を行わないというものである。

この点、非課税措置を適用するには、株式譲渡益の発生した年に投資を行う必要があるが、実際には元手となる所得が発生してから十分な再投資までに1年以上要しているエン